

食品リサイクルの現状

食品産業における食品リサイクルの現状

- ✓ 食品製造業から排出される廃棄物等は、量や性質が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料への再生利用が多い。
- ✓ 食品小売業や外食産業から排出される廃棄物は、衛生上飼料や肥料に不向きなものも多く、焼却・埋立等により処分される量が多い。

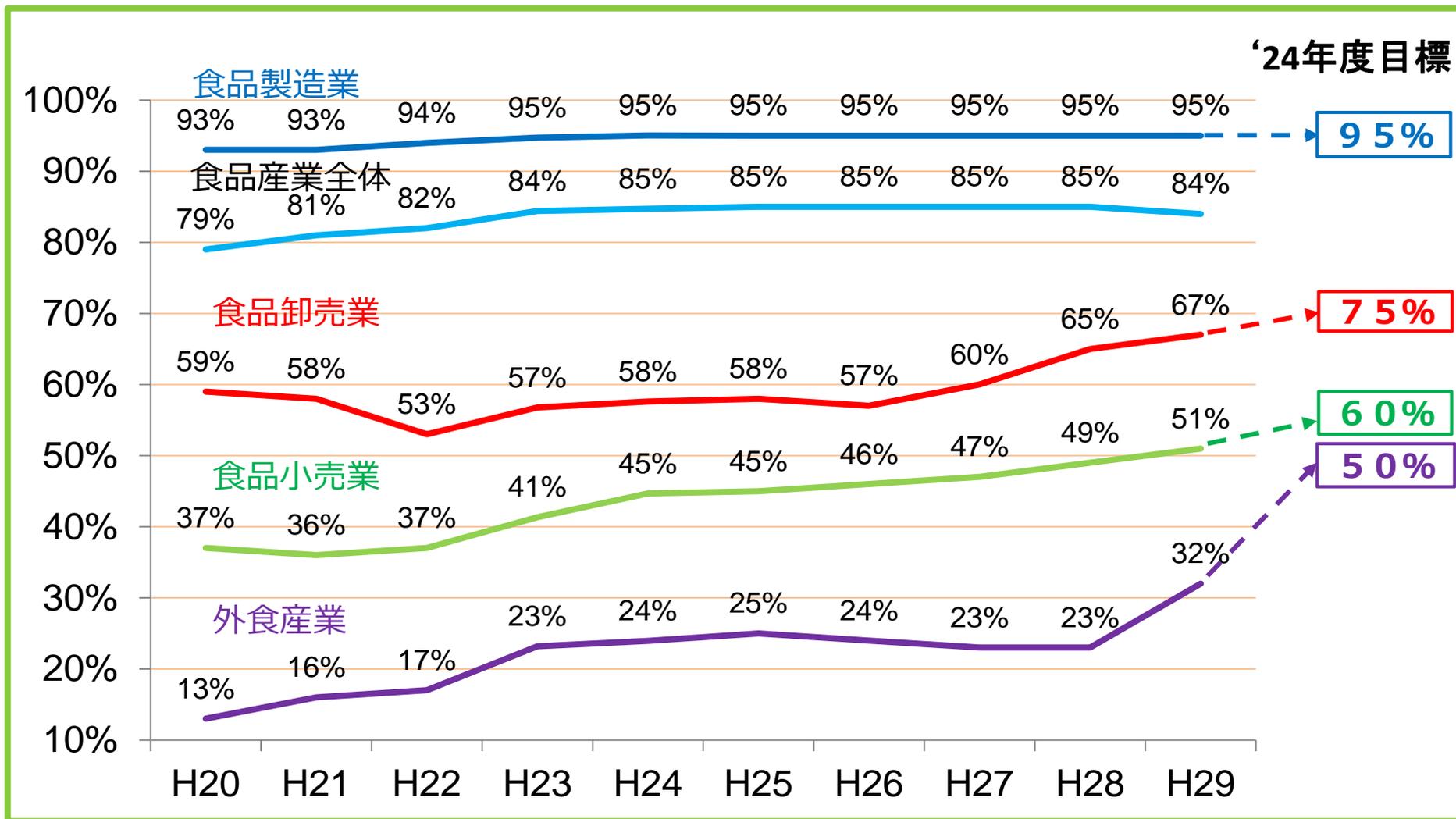
■ 平成29年度

(単位：万t)

業種	食品廃棄物等の年間発生量												発生抑制の実施量
	計	再生利用	(用途別仕向先)						熱回収	減量	再生利用以外	焼却・埋立等	
			飼料	肥料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール					
食品製造業	1,411	1,125	880	170	46	27	2	0	44	161	38	43	230
食品卸売業	27	15	4	9	1	2	0	0	0	1	2	8	4
食品小売業	123	47	20	15	3	9	1	0	0	0	0	75	29
外食産業	206	42	10	20	1	11	0	0	0	2	1	162	34
食品産業計	1,767	1,230	913	214	51	49	3	0	44	164	41	288	296

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

食品産業における再生利用等実施率の推移

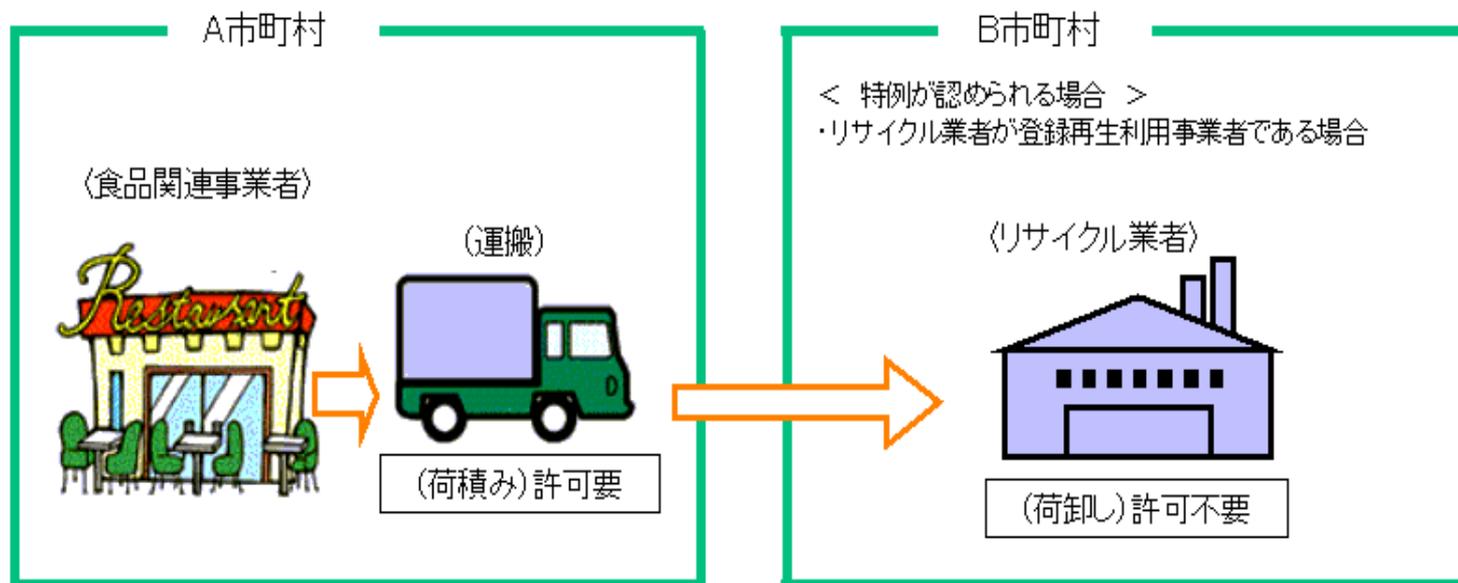


登録再生利用事業者制度の概要

- ✓ 食品廃棄物等の再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣がリサイクル業者を登録。（食品リサイクル法第11条）

1 制度の特例

- 廃棄物処理法の特例
 - ① 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
 - ② 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料取締法・飼料安全法の特例
 - ・ 都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要



2 登録事業場数：165事業場（160社）（令和元年10月10日現在）

登録再生利用事業者による再生利用事業の内訳



- ✓ 登録再生利用事業者の行う事業の内訳は、肥飼料化で約8割を占める。
(令和元年10月10日現在)

再生利用事業の種別	件数
肥料化事業	104
飼料化事業	54
油脂・油脂製品化事業	24
メタン化事業	11
炭化事業	2

注) 一つの事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数の計と登録件数とは一致しない。

食品リサイクルループの推進（再生利用事業計画認定制度）

- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。

